女性活躍推進法に基づく行動計画

１．計画期間　　令和５年４月１日　～　令和１０年３月３１日

２．達成目標

　若手の女性労働者や育児休業からの復職者に対し、利用可能な両立支援制度に関する事項を労働者、管理職へ周知し、継続して就業が可能な環境作りと、将来において短時間正職員制度等も利用して継続して雇用し女性の管理職への割合を増やしていきたい。

現在、女性管理職の割合は４０．６％であるが４５％以上を目指す。

３．取り組み

・利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底

・若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施

・育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等

・短時間勤務制度等による柔軟な働き方の実施

以上